



大宮地本は「新たなジョブローテーション」の労使議論を守らず、病欠者3名を出した異常な運用の一旦停止を求めています！



運用の一旦停止を求める根拠

会社からの要請で交渉は中断中

①協約・協定違反は許さない！

- ・キャリアプランがかなわなかった場合について、今後キャリアプランをかなえるためのフォローを具体的にしていこうという確認事項が全く行われていない
- ・育児・介護勤務の適応の有無にかかわらず様々な家庭環境について配慮していこうとした確認事項が守られていない
- ・簡易苦情処理申請がこの間、11件も出ている事に現れている



②不誠実団交は許さない！

- ・1回目の交渉で主管部を入れない理由として、人事課が責任を持って回答すると確認し交渉を行ってきたが、組合側の問いに対し曖昧な回答や同じ回答を繰り返している、最終的には回答が出来ずに中断を繰り返す
- ・不誠実な姿勢を繰り返すことは、労働組合に対して信義誠実に対応していないことであり、不当労働行為につながる行為である



③3名の病欠者を出している異常な異動を認めることはできない！

- ・ジョブローテーションの異動の趣旨に反し、家庭環境等を配慮せずに強制的な異動等を行った結果3名の病欠者を出している
- ・新たなジョブローテーションの異動が原因で病欠者が出ている事を認めない大宮支社の傲慢な姿勢を許せば、今後も病欠者が出てしまう
- ・病欠者に対し、元職場に戻るか希望した箇所への異動を求める



団体交渉で明確な回答を求めます！